

第 1 2 回呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

令和 2 年 5 月 1 9 日 (火) 幹部会議終了後
於 本庁舎 2 階 防災会議室

1 開 会

2 報告事項について

(1) 国, 県の動向について (福祉保健部)

(2) 本市の対策の状況について

ア 新型コロナウイルス感染症対策の現状について (福祉保健部)

イ 持続化補助金証明書の発行件数等について (産業部)

(3) 県の対処方針の変更に伴う市公共施設の方針について

(産業部, 市民部, 福祉保健部, 文化スポーツ部, 財務部, 消防局,
土木部, 環境部)

(4) 国民健康保険料, 介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について
(福祉保健課)

3 そ の 他

4 市長・副市長発言

5 閉 会

令和2年5月19日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

国、県の動向について

●国の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく対策本部を設置
- 3月28日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
- 4月1日 政府専門家会議開催。「都市部を中心に感染者が急増している」との現状分析
- 4月2日 厚労相から、感染者が急増する地域で、軽症患者等を自宅・宿泊施設での療養させる方針
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症経済対策」閣議決定
- 4月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
※対象地区：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
- 4月11日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 4月16日 「緊急事態宣言」の対象を全都道府県に拡大
- 4月16日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月4日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定
- 5月7日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の対象区域を変更
- 5月14日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定

●県の対応状況

- 3月26日 特措法に基づく県対策本部を設置
- 3月28日 県内（広島市）で5・6例目の感染を確認
- 3月29日 県対策本部員会議開催
- 4月1日 県内（広島市）で7～10例目の感染を確認
- 4月2日 県内（福山市）で11例目の感染を確認
- 4月3日 県内（福山市・府中町）で12・13例目の感染を確認
- 4月4日 県内（東京都（広島市帰省）・福山市）で14・15例目の感染を確認
- 4月9日 新型コロナウイルス感染症専門員会議開催
- 4月10日 知事及び保健所設置市3市長との新型コロナウイルス感染症対策に関する会議（WEB会議）開催
- 4月10日 知事から週末における外出自粛要請
- 4月12日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催

- 4月13日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議（WEB会議）開催
- 4月13日 知事から「感染拡大警戒宣言」による外出自粛要請の平日への拡大要請
- 4月16日 広島県対策本部員会議開催
- 4月18日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 4月18日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」発出
- 5月 3日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月 4日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議（WEB会議）開催
- 5月 5日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」変更
- 5月15日 新型コロナウイルス感染症対策専門員会議開催
- 5月15日 知事及び県内首長との新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応に関する
会議（WEB会議）開催
- 5月15日 広島県対策本部員会議開催
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県における緊急事態措置等」解除
「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」制定
→ 5月17日現在 県内で163例(帰省中1例, 再感染2例除く)の感染を確認

令和2年5月19日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

新型コロナウイルス感染症対策の現状について

1 感染者の状況（国内 5/17 0:00 時点、県内 5/17 17:30時点）

国内感染者	16,285例（うち入院治療等を要する重症者230例、退院又は療養解除となった者11,415例）※死亡者744名
県内感染者 （163 例）	○呉市(1) ○広島市(82[再度感染者1名を除く]) ○尾道市(3) ○福山市(22[再度感染者1名を除く]) ○府中町(2) ○江田島市(1) ○東広島市(2) ○三次市(45) ○廿日市市(3) ○三原市(1) ○海田町(1) [東京都(広島市帰省)(1)を除く]

※国内感染者には、クルーズ船事例は含んでいません。

2 県内相談窓口の相談状況（5/17 現在）

相談日	相談件数	相談内容					
		症状等の健康相談	医療体制等	予防・治療等	渡 航	流行地域からの帰国者からの相談	その他
1/29～5/10	55,192	38,556	2,713	2,295	226	94	11,308
呉市分	2,616	2,098	67	130	10	1	310
5月11日(月)	661	518	18	16	3	4	102
呉市分	24	22	0	0	0	0	2
5月12日(火)	475	341	8	13	1	4	108
呉市分	17	13	0	0	0	0	4
5月13日(水)	442	307	7	10	1	1	116
呉市分	17	15	0	0	0	0	2
5月14日(木)	463	348	17	4	1	2	91
呉市分	24	19	0	0	0	0	5
5月15日(金)	0						
呉市分	6	5	0	0	0	0	1
5月16日(土)	0						
呉市分	18	15	0	0	0	0	3
5月17日(日)	0						
呉市分	23	19	0	2	0	0	2
合 計	57,233	40,070	2,763	2,338	232	105	11,725
呉市分	2,745	2,206	67	132	10	1	329

3 PCR検査の実施状況（5/17 現在）

検査実施日	検査件数（ ）内は陽性件数				
	保健所設置市分			県保健所管内分	合 計
	広島市	呉 市	福山市		
1/29～5/10	2,393 (84)	196 (1)	1,034 (22)	2,382 (58)	6,005 (165)
5月11日(月)	25 (0)	1 (0)	2 (0)	18 (0)	46 (0)
5月12日(火)	56 (0)	5 (0)	25 (0)	44 (0)	130 (0)
5月13日(水)	32 (0)	0 (0)	13 (0)	24 (0)	69 (0)
5月14日(木)	22 (0)	0 (0)	14 (0)	34 (0)	70 (0)
5月15日(金)	(0)	1 (0)	(0)	(0)	1 (0)
5月16日(土)	(0)	6 (0)	(0)	(0)	6 (0)
5月17日(日)	(0)	0 (0)	(0)	(0)	0 (0)
合 計	2,528 (84)	209 (1)	1,088 (22)	2,502 (58)	6,327 (165)

4 児童の受入状況（5/15 現在）

	放課後児童会			学校	
	開設施設数	入会児童数	利用児童数	開校数	受入児童数
3/2～5/9	35	2,784	60,663	—	8,569
5月11日(月)	35	2,784	833	36	938
5月12日(火)	35	2,784	849	36	962
5月13日(水)	35	2,784	809	35	899
5月14日(木)	35	2,784	795	36	911
5月15日(金)	32	2,784	849	36	983
累計	—	—	64,798	—	13,262

5 臨時休館の状況（5/19 現在）

大和ミュージアムほか 147施設

1 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数(生活・住まい等)

(件数)

	3/16 ～ 5/8	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	5/15 (金)	週間計	累計
相談件数	608	36	38	26	25	30	155	763

- ・収入減などの生活相談
- ・2の生活福祉資金貸付金と3の住居確保給付金の相談件数を含む。

2 生活福祉資金貸付金の相談・申請件数(呉市社会福祉協議会)

(件数)

			3/25 ～ 5/8	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	5/15 (金)	週間計	累計
相談件数			427	13	20	14	9	16	72	499
申請 件数	緊急小口 資金	10万円	39	2	7	5	3	2	19	58
		20万円	134	5	6	4	4	3	22	156
	総合支援資金		4	1	0	0	0	0	1	5
	計		177	8	13	9	7	5	42	219

- ・緊急小口資金:主に休業された方, 総合支援資金:主に失業された方
- ・貸付金は, 申請後, 審査を含めて5日前後で口座に振り込まれている。

3 住居確保給付金の相談・申請件数(生活支援課自立支援室)

(件数)

	3/16 ～ 5/8	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	5/15 (金)	週間計	累計
相談件数	123	21	17	12	10	6	66	189
申請件数	17	5	3	5	3	1	17	34

令和2年5月19日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
産業部商工振興課

1 新型コロナウイルス感染症に関する持続化補助金証明書発行件数

(件数)

区分 \ 発行日	3/10 ～ 5/8	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	5/15 (金)	週間計	累計
発行件数	5	2	3	0	0	1	6	11

2 セーフティネット保証4, 5号及び危機関連保証の認定件数

(件数)

区分 \ 認定日	5/8まで	5/11 (月)	5/12 (火)	5/13 (水)	5/14 (木)	5/15 (金)	週間計	累計
セーフティネット保証 4号(3/2～)	238	38	29	50	34	21	172	410
セーフティネット保証 5号(3/6～)	15	1	1	2	1	6	11	26
危機関連保証 (3/6～)	27	4	6	6	1	3	20	47
計	280	43	36	58	36	30	203	483

※上記の数値は呉市での認定件数であり、実際の融資件数とは異なります。

令和2年5月19日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
総務部危機管理課

公共施設の開館状況一覧

1 観光施設

施設名	備考
大和ミュージアム	県外から多くの来館者が想定されるため 当面休館
おんど観光文化会館うずしお	5月20日より開館予定
くらはし桂浜温泉館	5月20日より開館予定
くらはし産業館万葉の里 (café SLOW)	5月12日より営業再開
グリーンピアせとうち	宿泊・レストラン・日帰り入浴の休業
野呂高原ロッジ	宿泊・レストラン・日帰り入浴の休業
野呂山ビジターセンター	5月20日より開館予定
野呂山セントラルロッジ	5月20日より開業予定
呉ポートピアパーク	こども館、貸館の利用中止
コテージ梶ヶ浜	5月20日より開館
県民の浜輝きの館	宿泊・レストランの休業
恵みの丘蒲刈	レストラン等は5月11日より再開 イチゴハウスは5月20日より再開
かまがり天体観測館	5月20日より開館予定
かまがり温泉やすらぎの館	5月20日より開館予定
コテージかまがり	5月20日より開館予定
御手洗休憩所	休止

2 図書館

施設名	備考
中央図書館ほか6施設	5月8日より一部サービス(予約された本の貸出と返却)の開始 ※5月15日より書架の閲覧可

3 子育て支援に関する施設

施設名	備考
放課後児童会	4/17～5/31まで、家庭での保育が可能な保護者に対し、利用自粛の協力を依頼。
くれくれ・ば	5/20～5/31まで、月・水・土曜日を開業
ひろひろ・ば	5/20～5/31まで、月・水・土曜日を開業
二川児童館	臨時休館(5月31日まで)
大坪谷児童館	臨時休館(5月31日まで)
宮原児童館	臨時休館(5月31日まで)
保育所等	4/20～5/31まで、家庭での保育が可能な保護者に対し、利用自粛の協力を依頼。休んだ日数に応じて日割り りで保育料を減免。

4 福祉施設

施設名	備考
老人福祉センターみはらし荘	入浴，食堂：6月2日から 教室等：7月開講分から実施 利用条件：マスクを着用し，発熱・咳・咽頭痛など体調に問題の無いこと
老人集会所等	5月20日以降，十分な感染防止対策がとれる施設から順次開館
身体障害者福祉センター	5月20日以降，十分な感染防止対策がとれ次第，貸館と芸術文化講座を実施
川尻福祉センターふれあい	5月20日以降，十分な感染防止対策がとれるものから順次再開。
総合ケアセンターさざなみ	5月20日以降，十分な感染防止対策がとれるものから順次再開。
市内の全会館	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり

5 文化施設

施設名	備考
蘭島文化振興施設 春蘭荘(松籟亭,煎茶室),白雪楼	5月20日より ※春蘭荘は日帰り利用のみ ※蘭島閣美術館等は5月11日より開館
貝と海藻の家	5月20日より
御手洗地区文化施設 旧金子家住宅	5月20日より ※若胡子屋跡，乙女座などの無人施設は引き続き休館
呉市市民協働センター	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり
生涯学習センター	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり ※講座は6月から再開予定
市内の全まちづくりセンター	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり ※講座は6月から再開予定

6 スポーツ施設

施設名	備考
シシヨーオークアリーナ (総合体育館)	5月20日より。利用人数制限あり。屋内施設については身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等利用制限あり。
I H I アリーナ呉(呉市体育館)	
鶴岡一人記念スポーツ会館 (呉市スポーツ会館)	
呉市二河屋内練習場	

鶴岡一人記念球場（呉市二河野球場）	5月20日より。利用人数制限あり。
ミットヨ スポーツパーク郷原 （呉市総合スポーツセンター）	
日鉄日新製鋼アクアパーク （呉市営プール）	5月21日より。採暖室利用不可，更衣室利用制限あり。
市営温水プール（広温水プール）	
川尻温水プール（かわせみプール）	
くらはし温水プール（ウイングくらはし）	
倉橋体育館	5月20日より。利用人数制限あり。屋内施設については身体的接触を伴うコンタクトスポーツ等利用制限あり。
大空山体育館	
昭和体育館	
警固屋体育館	
安浦武道館	
安浦体育館（アリーナかもめ）	
蒲刈B&G海洋センター	
大浦崎スポーツセンター	
豊スポーツセンター	

7 ホール

施設名	備考
呉信用金庫ホール（呉市文化ホール）	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり ※ホールについては調整中
新日本造機ホール（呉市民ホール〈くれ絆ホール〉）	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり ※ホールについては調整中

8 社会教育施設

施設名	備考
呉市防災センター	5月20日から当面は市内の個人と家族に限り来館を受入
野外活動センター	5月20日より ※屋内施設も利用可
地域社会教育施設 （西宇土, 鹿老渡, 鹿島, 須川, 宇和木, 研修センター大向）	5月20日より ※屋内施設も利用可
コミュニティセンター （山の手, 広, 早瀬, 向, 豊）	5月20日より ※利用人数・内容による制限あり
下蒲刈農村環境改善センター	5月20日より開館

9 宿泊

施設名	備考
大空山青年の家	5月20日より ※日帰り利用のみ
松寿苑	5月20日より ※日帰り利用のみ

令和２年５月１９日
呉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料
福祉保健部福祉保健課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について

国民健康保険及び介護保険においては、特別の理由がある被保険者に対し、条例の規定に基づき、保険料の減免を行うことができるとされています。

この度、厚生労働省から、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免についての国の財政支援の基準及び取扱いが示されました。

つきましては、呉市においても当該基準に基づいて、国民健康保険料及び介護保険料の減免を行うこととします。

また、後期高齢者医療保険料についても、広島県後期高齢者医療広域連合において、同様に減免が行われます。

なお、本件につきましては、納入通知書発送と合わせて被保険者に案内するとともに、保険年金課、介護保険課、各市民センターの窓口にリーフレット設置、市ホームページや市政だよりに掲載など、周知に努めてまいります。

１ 保険料の減免の対象となる方

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料の**全額免除**
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（令和元年に比べて収入が１０分の３以上）が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料の**一部を減額**

２ 保険料の減免の対象となる期間

令和元年度分及び令和２年度分の保険料であって、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

※ 令和元年度の減免の対象となる保険料を既に納付されている場合は、減免決定後に還付します。

３ 保険料の減免に要する費用に対する国の財政支援（１０／１０）

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少※が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて **10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、減免対象保険料額 $(A \times B / C)$ に、令和元年の合計所得金額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 $(A \times B / C)$

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B:世帯の世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額
C:世帯主及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- | | |
|--------------|-------------|
| 300万円以下の場合 | ：全部(10分の10) |
| 400万円以下の場合 | ：10分の8 |
| 550万円以下の場合 | ：10分の6 |
| 750万円以下の場合 | ：10分の4 |
| 1,000万円以下の場合 | ：10分の2 |

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

- **減免の対象となる保険料**

平成31年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付支給日）がある保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、呉市保険年金課にお問い合わせ下さい。

呉市 保険年金課 国保保険料グループ

電話：0823-25-3153 メールアドレス：hoken@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp （「国保 コロナ」で検索）

介護保険の第1号被保険者 (65歳以上)の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険料の減免額**は、減免対象保険料（ $A \times B/C$ ）に、令和元年の合計所得金額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（ $A \times B/C$ ）

A:当該被保険者の保険料額

B:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得額

C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

合計所得金額に応じた減免割合（D）

200万円以下の場合：全部(10分の10)

200万円を超える場合：10分の8

○減免の対象となる保険料

平成31年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付支給日）がある保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
呉市介護保険課にお問い合わせ下さい。

呉市 介護保険課 介護保険料グループ

電話：0823-25-3176 メールアドレス：kaigo@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp（「介護 コロナ」で検索）

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の要件を満たす方は、**保険料が減免**となります。

【保険料の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少※が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

※保険料が一部減額される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和2年の収入のいずれかが、令和元年に比べて **10分の3以上減少する見込み** であること。
- (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- **保険料の減免額**は、減免対象の保険料額 $(A \times B / C)$ に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 $(A \times B / C)$

- A: 当該被保険者の保険料額
- B: 世帯主の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得の合計額
- C: 世帯主及び世帯の被保険者全員の令和元年の所得の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除

- **減免の対象となる保険料**

平成31年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）がある保険料

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、呉市保険年金課にお問い合わせ下さい。

呉市 保険年金課 高齢者医療グループ

電話：0823-25-3156 メールアドレス：hoken@city.kure.lg.jp

ホームページにも関連情報を掲載しております。

HP: www.city.kure.lg.jp （「後期 コロナ」で検索）